

第1章 はじめに

【庄内地域水道事業統合基本計画の意義】

- 鶴岡市、酒田市及び庄内町を構成市町とする広域水道企業団における今後の事業経営の基本的な方針となるものである。

【広域化の目的】

- 広域化によるスケールメリットを活かして経営基盤を強化し、水道インフラの持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的とする。

【基本事項】

○統合の時期

- 企業団の設立を令和7年10月、事業開始を令和8年4月とする。

○統合の形態及び経営主体

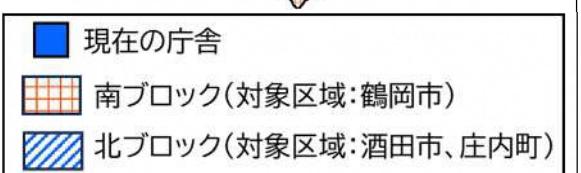
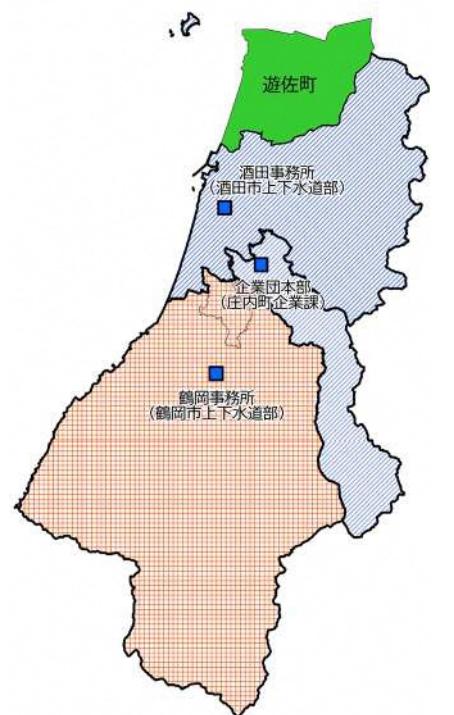
- 統合の形態は、構成市町水道事業の事業統合(水平統合)とし、料金統一時までは旧水道事業体ごとに区分経理を行う。
- 経営主体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条の規定による一部事務組合(企業団)とし、構成市町の水道事業を承継する。

第2章 組織・職員

【組織】

○企業団本部及び事務所

- 広域水道事業の運営組織として企業団を設立し、企業団本部を庄内町企業課庁舎に置く。
- 事業区域が広範囲となることから、効率的な維持管理体制を確立するため、鶴岡市上下水道部庁舎を鶴岡事務所、酒田市上下水道部庁舎を酒田事務所として南北ブロックの施設整備、維持管理の拠点とする。



○執行機関

- 企業団の管理者である企業長を置き、その補佐として副企業長を置く。また、補助職員として事務局長及びその他職員を置く。
- 企業長は構成市町の首長から選出し、副企業長は、企業長となる首長を除く構成市町の首長をもって充てることとする。

○企業団議会

- 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置き、議員定数を13人とする。
- 企業団議会の議員は、構成市町の議会の議員で構成し、全ての構成市町の議会から議員を選出する。
- 企業団議会の議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

第2章 組織・職員

○監査委員

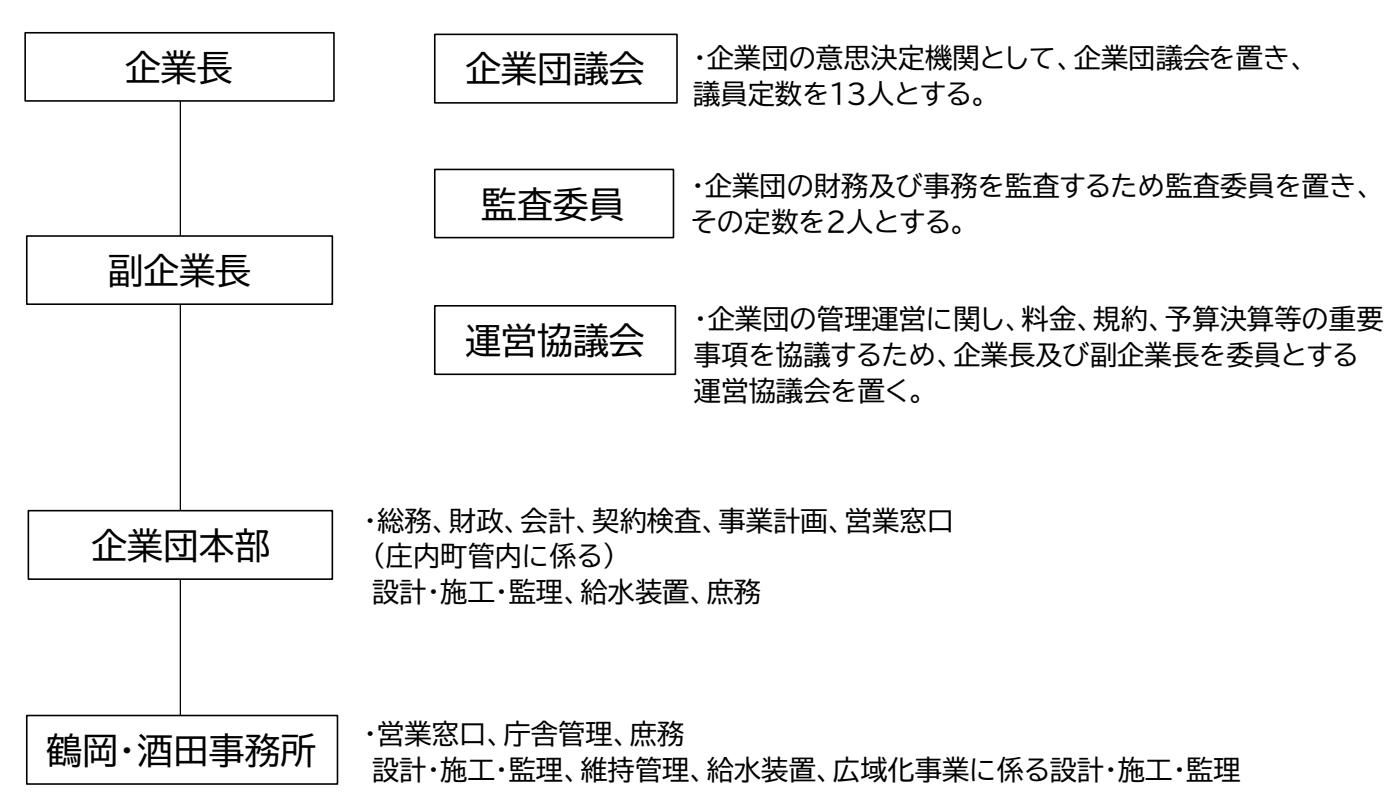
- 企業団の財務及び事務を監査するために監査委員を置き、その定数を2人とする。
- 監査委員の任期は、4年とする。

○運営協議会

- 企業団の管理運営に関し、料金、規約、予算決算等の重要事項を協議するため、企業長及び副企業長を委員とする運営協議会を置く。

【企業団組織図】

※組織体制は事業開始時までに調整する。



【職員】

○職員の身分

- 企業団設立時における職員の身分は、地方自治法第252条の17の規定による構成市町からの職員派遣(出向)とする。

○職員数

- 企業団設立当初は、運用の変更等に対応するため事務量が一時的に増加することが想定されることから、構成市町の水道事業に従事する現行職員と同程度の職員数を確保する。
- その後、順次業務の効率化等を図りながら、組織の改編に合わせて適正な規模の職員数を目指す。

